茨城県知事 殿

	フリガナ 事業書・施設の名称	ヨウゴロウジンホーム 〇〇 春護老人ホーム 〇〇	
	事務所・施設の所在地	(郵便番号 310 — 8555) 水戸市笠原町978-6	
	連絡先	(ビルの名称等) 県庁ビル〇〇電話番号 029-301-○○ FAX番号 029-301-○○	事業所番号
届	事業所番号		記載不要
出者	事業所・施設種別	□ 1 (介護予防)特定施設入居者生活介護 □ 2 地域密着型特定施設入居者生活介護 □ 3 (介護予防)認知症对応型共同生活介護 □ 4 介護老人福祉施設 □ 5 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 □ 6 介護老人保健施設 □ 7 介護医療院 ■ 8 養護老人ホーム □ 9 軽費老人ホーム	HS 17/1 2
	代表者の職・氏名	職名 施設長 氏名 〇〇 〇〇	
	代表者の住所	(郵便番号 310 — 8555) 水戸市笠原町978-6	
		医療機関名 医療機関コード	
	①施設基準(※1)第1号(※2) の規定を満たす協力医療機関		①~③を
協力医療機関	②施設基準(※1)第2号(※3) の規定を満たす協力医療機関	①入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員 が相談対応を行う体制を常時確保していること。 ②診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時	すべて 記載すること (軽費老人
	(事業所・施設種別4~8のみ) ③施設基準(※1)第3号(※4) の規定を満たす協力病院	確保していること。 ③入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け - 入れる体制を確保していること。	ホームは ①~②)
		医療機関名 医療機関コード	
	上記以外の協力医療機関		
		医療機関名 医療機関コード	
た施	(A)		
す設 協基 力準	第1号から第3号の規定(※5)にあたり 過去1年間に協議を行った医療機関数	- 【施設基準を満たす協力医療機関を定めていない場合】 	上記「協力医
医第	(B)	■ 10000世中で何たり間の日本版内で元のでものである。	機関 欄の
療1	協議をした医療機関との対応の	○過去1年間に協議を行った医療機関数を(A)に記載	①~③で記載
関で、	取り決めが困難であった理由	→協議をした医療機関数が、	できない項目
を第		_ 1 件以上··· (B) を記載	ある場合には
定 2		〇件・・・(C)を記載	必ず記載する
	(過去1年間に協議を行っていない場合) 医療機関と協議を行わなかった理由	○件…(○)を記載	(軽費老人ホ
いび		_	
な第	(D)		ムは①~②)
い 3 場号	届出後1年以内に協議を行う	○届出後1年以内に協議を行う予定の医療機関が、	
物の合の	予定の医療機関	^थ ある場合···(D)を記載	
〜 規	(F)	ー ない場合…(E)を記載] <mark> </mark>
※定	(協議を行う予定の医療機関がない場合)		
ے د	基準を満たす協力医療機関を定める ための今後の具体的な計画(※6)		
	関係書類 別添のとおり		ł
		書類(協定書等)を添付してください。	ı

協力医療 欄の で記載 い項目が 合には、 記載すること 老人ホー

- 日 合協力区療機関との協力内合か方かる音類(励た音音)を添削してください。 2 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者上落介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホームについては「施設基準(※1)第3号の規定を満たす協力病院」の欄の記載は不要です。
- 3 協力医療機関や協力医療機関との契約内容に変更があった場合には速やかに届出を行ってください。
- (×1)
- (※2)
- (% 3)
- (※4)
- 内医療機関ド助力医療機関に係るにひ失可けなに変更があった。 各サービス種別における協力医療機関に係る施設基準は裏面を参照。 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること。 診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること。 入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、軽費老人ホームは第1号及び第2号 「3か月以内に地域の在宅療養支援病院等をリストアップし協議先を検討する」など具体的な計画を記載 (%5)
- (%6)

(各サービス種別における協力医療機関に係る施設基準)

特定施設入居者生活介護 地域密着型特定施設入居者生活介護 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護 : 指定地域密看型サービスの事業の人員、設備及び連宮に関する基準第105条第2項 介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第18条第1項 介護老人保健施設 : 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第152条第1項 介護老人保健施設 : 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第30条第1項 介護医療院 : 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第34条第1項 軽費老人ホーム : 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準第27条第2項 養護老人ホーム : 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第25条第1項

: 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準第191条第2項 : 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第127条第2項 : 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準第105条第2項

所番号は、 不要

